

議案第36号

養父市企業等振興奨励に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

養父市企業等振興奨励に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年6月12日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市企業等振興奨励に関する条例の一部を改正する条例

養父市企業等振興奨励に関する条例（平成24年養父市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第14号を削る。

第4条中「製造業」の次に「、電気業（地域資源を活かし環境に配慮した事業に限る。）」を加え、同条に次の1項を加える。

別表第1 情報通信網の整備助成金の項を削る。

別表第2中「10人」を「5人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

議案第36号 養父市企業等振興奨励に関する条例の一部を改正する条例新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

| 現 行 | | | | 改 正 案 | | | |
|---|---|------------------------------|------------|---|---|------------------------------|------------|
| <p>(奨励措置)</p> <p>第3条 市長は、第1条の目的を達成するため、事業者に対し次に掲げる奨励措置を講ずることができる。</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p><u>(14) 情報通信網の整備助成金</u></p> <p>2 奨励措置の種類、交付の要件、奨励金等の額及び適用期間は、別表第1のとおりとする。</p> <p>(奨励措置対象業種)</p> <p>第4条 奨励措置の対象となる業種は、日本標準産業分類（平成21年総務省告示第175号）に掲げる業種のうち、農業（植物工場（環境及び生育のモニタリングを基礎として、高度な環境制御を行うことにより、野菜等の植物の周年・計画生産が可能な栽培施設をいう。）において行われるものに限る。）、鉱業、建設業、製造業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育・学習支援業及びサービス業とする。</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> | | | | <p>(奨励措置)</p> <p>第3条 市長は、第1条の目的を達成するため、事業者に対し次に掲げる奨励措置を講ずることができる。</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p>2 奨励措置の種類、交付の要件、奨励金等の額及び適用期間は、別表第1のとおりとする。</p> <p>(奨励措置対象業種)</p> <p>第4条 奨励措置の対象となる業種は、日本標準産業分類（平成21年総務省告示第175号）に掲げる業種のうち、農業（植物工場（環境及び生育のモニタリングを基礎として、高度な環境制御を行うことにより、野菜等の植物の周年・計画生産が可能な栽培施設をいう。）において行われるものに限る。）、<u>建設業、製造業、電気業（地域資源を活かし環境に配慮した事業に限る。）、</u>情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育・学習支援業及びサービス業とする。</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> | | | |
| 奨励措置の種類 | 交付の要件 | 奨励金等の額 | 適用期間 | 奨励措置の種類 | 交付の要件 | 奨励金等の額 | 適用期間 |
| (略) | | | | (略) | | | |
| 新エネルギー設備の導入奨励金 | 環境に配慮した新エネルギー設備（太陽光発電、風力発電、バイオマス、太陽熱利用、雪氷熱利用、 | 直接要した経費の10%以内の額で上限2,000,000円 | 設備等を導入した年度 | 新エネルギー設備の導入奨励金 | 環境に配慮した新エネルギー設備（太陽光発電、風力発電、バイオマス、太陽熱利用、雪氷熱利用、 | 直接要した経費の10%以内の額で上限2,000,000円 | 設備等を導入した年度 |

| 現 行 | | | | 改 正 案 | | | |
|-------------|--|---------------------------------------|-------------------|-------|--|--|--|
| | 地熱発電等の再生可能エネルギーを利用した設備（固定したものに限る。）をいう。）を導入したもので事業費が2,000,000円以上のものであること。 | | | | 地熱発電等の再生可能エネルギーを利用した設備（固定したものに限る。）をいう。）を導入したもので事業費が2,000,000円以上のものであること。 | | |
| 情報通信網の整備助成金 | 光ケーブル等の高速通信回線を整備したもので月額回線使用料が100,000円以上のものであること。 | 回線使用料の50%以内の額。ただし、1年間につき上限3,000,000円。 | 回線契約を締結した年度から2年間。 | | | | |

別表第2（第5条関係）

| 奨励措置の種類 | 指定の要件 | |
|---|---------------|---|
| | 投下固定資産総額 | 常時雇用従業員の数 |
| 事業所等設置助成金 事業所等用地取得助成金 雇用促進奨励金 緑化促進奨励金 水道料金助成金 | 50,000,000円以上 | (1) 工場の場合 ア 新設 操業開始の日において常時雇用従業員の数が10人以上であること。 イ 増設 操業開始の日において新規雇用従業員の数基準従業 |

別表第2（第5条関係）

| 奨励措置の種類 | 指定の要件 | |
|---|---------------|---|
| | 投下固定資産総額 | 常時雇用従業員の数 |
| 事業所等設置助成金 事業所等用地取得助成金 雇用促進奨励金 緑化促進奨励金 水道料金助成金 | 50,000,000円以上 | (1) 工場の場合 ア 新設 操業開始の日において常時雇用従業員の数5人以上であること。 イ 増設 操業開始の日において新規雇用従業員の数基準従業 |

| 現 行 | | | 改 正 案 | | |
|-----|--|--|-------|--|--|
| | | <p>員数より3人以上増加していること。</p> <p>(2) 店舗、事務所等の場合 ア 新設 操業開始の日において常時雇用従業員の数5人以上であること。</p> <p>イ 増設 操業開始の日において新規雇用従業員の数基準従業員数より3人以上増加していること。</p> | | | <p>員数より3人以上増加していること。</p> <p>(2) 店舗、事務所等の場合 ア 新設 操業開始の日において常時雇用従業員の数5人以上であること。</p> <p>イ 増設 操業開始の日において新規雇用従業員の数基準従業員数より3人以上増加していること。</p> |
| | | | | | |